教育目標

豊かな心

一．自ら進んで学ぼう

二．責任を果たそう

三．健全な生活を送ろう

生活のきまり

前文…本校の生徒は、教育目標のもとに、健全な学校生活を営むため、みんなで次に挙げることがらを守ろう。

1．学習について

学習は生徒の本分である。自ら進んで学び、積極的な活動と協力で、最善の成果を上げよう。

2．校外生活について

中学生も社会の一員である。葛西中生としての誇りと責任をもって行動しよう。また、交通安全に気をつけよう。

3．校内生活について

規律を尊び、礼儀正しい態度を養うため、よく考えて行動しよう。

(1)学校の生活で約束された時間をしっかり守ろう。

(2)先生などの指導や各種委員・週番・日直等の指示には謙虚に従おう。

(3)互いに尊敬し、他人の迷惑になるような言動は慎もう。

(4)自分の役割や仕事は責任をもって果たそう。

(5)定められた場所以外には行かない。また、安全にも心がけよう。

4．服装と持ち物について

服装は心の鏡である。常に清潔にし、葛西中生としての気品を保とう。

(1)ブレザー、指定シャツ、指定ブラウス、指定ポロシャツを標準服とする。

(2)学習に関係のないものは持ってこない。

(3)服装・頭髪・持ち物に関しては、別にきまりを設ける。

5．環境整備について

環境が人をつくり、人が環境をつくる。常に校舎内外の美化に努めよう。

(1)清掃活動や奉仕活動は、自ら進んで協力しよう。

(2)公共物を大切にしよう。

葛西中学校生徒会規約

第1章　総則

第1条　本会は江戸川区立葛西中学校生徒会と称する（以下生徒会と称する）。
第2条　本会は江戸川区立葛西中学校に在学する生徒会員で組織する。同校職員は全員顧問となり、この会の指導に当たる。
第3条　本会は顧問職員の指導の下に学校教育目標の実現に努めるとともに、良き中学校生活を送ることを目的とする。
第4条　生徒会は前条の目的を達成するために、学校長の承認を得て次の事業を行う。
1. 学校の名誉を維持し、優れた校風を作るのに必要な事柄
2. 生徒の規律に関すること
3. 校内の生活環境の改善
4. 生徒会の親和、福祉、レクレーションに関すること
5. 学校行事及び部活動への積極的な参加
6. その他、前条の目的達成に必要な事項
第5条　生徒会に次の機関をおく。
1. 生徒総会
2. 生徒会本部役員会
3. 中央委員会
4. 学年委員会－学級会
5. 部活動
6. 委員会（常任及び臨時）

第2章　生徒総会

第6条　生徒総会は生徒会最高機関で、会議は原則として年間一回開くこととする。その議長は中央委員会で互選する。

第3章　生徒会役員

第7条　生徒会の役員は次の通りとし、会員中より全会員の直接選挙により指名され、学校長より任命する。
1. 会長1名　　2. 副会長2名　　3. 総務2～7名
第8条　役員の任期は一年とする。ただし重任はさまたげない。
第9条　会長は生徒会を代表し、任務を遂行する。
第10条　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは会長の任務を代行する。
第11条　総務は会議録の作成・保存及び生徒会運営に必要な書類の作成及び保存をし、生徒会活動に必要な事項の事務を処理する。
第12条　役員の選挙に関して別に細則を設ける。

第4章　中央委員会

第13条　中央委員会は生徒会本部役員、各学級の学級委員によって構成され、必要あるとき部長、委員会委員長を加えることができ、生徒会会長の招集によって開くことができる。会議は公開とし、担当顧問職員の指導を必要とする。
第14条　中央委員会は本会目的達成のため、次の事業を行う。
1. 全会員の意志を代表して学校生活の改善に努力する。
2. 種々の学校内外の活動を遂行するため、必要な委員会の委員の選任に関すること
3. 総会決議事項の執行
4. 生徒の要望、学級会・委員会及び部活動より提出された議案の審議処理
5. 生徒会予算・決算の承認
6. その他本会運営に必要な事項
第15条　中央委員会の決議は出席委員の過半数の賛成を得なければならない。可否同数の場合は議長がこれを決する。決議の実施は学校長の承認を得た後に行われる。

第5章　学級会

第16条　学級会は各学級ごとに学級全員によって構成される。
第17条　学級会は定められた時及び必要ある場合、担任職員の許可を得て、生徒会活動に必要な事項を討議するための会議をもつ。
第18条　学級会には会員の選挙により、学級委員を男女各1名・その他本会に必要な役員をおく。役員の任期は二期生とする。

第6章　部活動

第19条　会員は顧問職員の指導の下に各種部活動を組織することができる。ただし、学校始めに開かれる中央委員会の承認を得なければならない。
第20条　各部活動は部長1名・副部長1名の役員を選出し、役員の任期は一年とする。部長は部活動を代表して中央委員会に出席する。なお、必要に応じて部長会議を開き、部活動の運営等について協議することができる。

第7章　委員会

第21条　生徒会活動の目的を達成するため、次の委員会を設ける。
第22条　委員会は生活・美化・給食・図書・広報・保健委員会とし、必要ある場合臨時委員会を設ける。
第23条　委員会は担当顧問職員の下に各学級ごとに選出された若干名の委員によって構成され、委員長1名・副委員長2名の役員を置く。委員長は委員会を代表して中央委員会に出席する。
第24条　委員会は与えられた任務を遂行し、またあらかじめ定められた事柄について企画立案し中央委員会に提出、承認を得て実施する。

第8章　週番

第25条　校内生活の自主的・社会的訓練を実施し、生徒会活動の徹底を期するため、学校週番を置く。
第26条　週番の任務は別に細則を設ける。

第9章　会計

第27条　本規定に定められた機関の予算は年度始めに各機関より提出された予算案及び決算書に基づき、顧問職員及び中央委員会の承認を得た後、生徒総会にて決定される。

第10章　附則

第28条　本規約の改正は中央委員会の3分の2以上の賛成を得、生徒総会の承認の後に実施される。
第29条　生徒委員会は本規約の実施に必要な細則を設けることができる。
第30条　本規約に定められた各役員がその職務に不適当と思われる場合は、その構成単位の3分の2以上の賛成によって解任される。
第31条　本規約は昭和31年4月1日より実施する。
第32条　本規約は一部改正し、平成4年4月1日から実施する。
第33条　本規約は一部改正し、平成16年4月1日から実施する。

生徒会組織

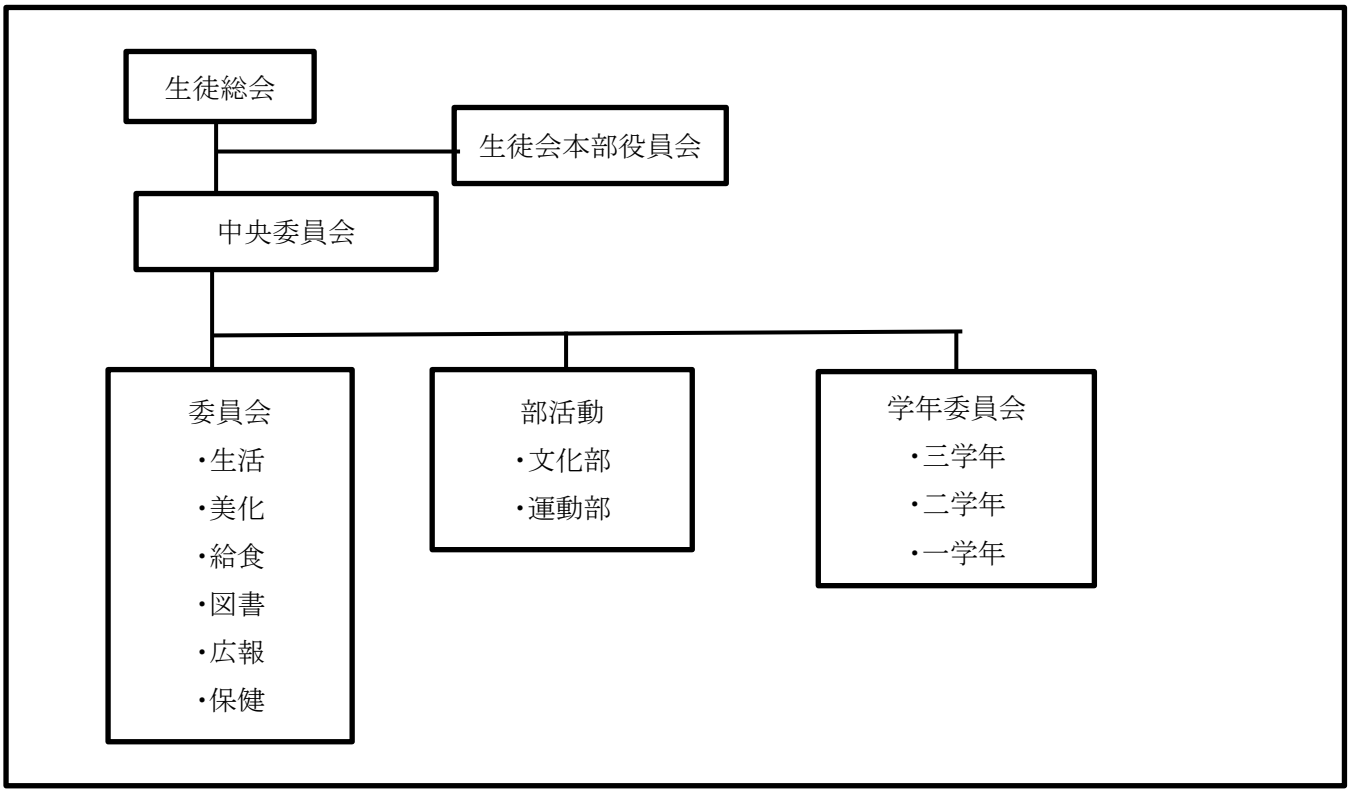

各委員会の仕事内容（一部）

学級

クラスをまとめる、学活の司会、授業前着席の声かけ、号令、行事の推進役、教室移動のときに先頭に立ち移動する、出席簿の管理　など

生活

週番活動（輪番制）、授業前着席の声かけ、服装のチェック、傘バケツ運搬、エアコン・電気の確認、教室移動のときに最後尾から注意をしながら移動する　など

※週番活動（朝の挨拶運動・昼休みのボールの貸し出し・下校時の戸締り確認　など）

美化

清掃用具点検、リサイクルボックスの整理、 黒板消しクリーナーの掃除、避難訓練時などでのぞうきんの用意・片付け　など

給食

配膳の準備・片付けの呼びかけ、白衣・テーブルクロスの持ち返りや回収の確認、給食当番に白衣着用の声かけや指示を出す　など

図書

朝読書を促す、図書室の開館と整理、学級文庫の管理、読書カードの回収　など

広報

昼放送の企画・実施、行事の放送担当、朝礼などでの放送機器の準備・片付け　など

保健

水石けんの補充、健康チェック表の記入、教室内の空気の入れ替え、体調が悪い生徒を保健室へ連れて行く、ハンカチチェック　など

○葛西中のきまり

＜登下校＞登下校は、東門、西門（正門）、北門を使用する。校庭の保護のため登下校時の歩行は、コンクリート部分を歩く。

＜登校＞8：15までに登校し着席する。8：20に出欠の確認をします。

欠席、遅刻、早退の場合は tetoru を使って連絡する。

電話連絡の場合は8：00～8：10の間に連絡する。

＜朝の学活＞登校後、自席で静かに読書をする。8：30から朝学活。

＜授業＞授業開始前の着席を守り、常に集中する。忘れ物がないよう注意する。

＜休み時間＞校庭や図書室の利用は、昼休みのみ。10分休みは、次の授業の準備をする。
（トイレ、教室移動、着替え等　※授業開始時には着席する）

＜給食・清掃＞当番を中心に協力して行う。点検票を記入し担当の先生にサインをもらう。

＜帰りの学活＞担任や係から、翌日の連絡等を行う。忘れ物をしないように必ずメモをとる。

＜下校＞活動のない生徒は下校、活動のある生徒は活動場所へ移動する。下校途中で寄り道や立ち話をしない。部活動の着替えは、指定された場所で行う。

＜教室の移動＞・他学年、小学校のフロアには行かない。（学年フロアのトイレ・水道を使用）
・原則として1年生は西階段、2年生は中央北階段、3年生は中央階段を使用する。
・特別教室等への移動は、原則各学年の階段を使用する。→2階は北側通路を使用する。
・他教室への出入りはしない。
・小学校児童使用のトイレは使用しない。小学校への用事は、必ず中学教員が付き添う。
・非常時以外、ベランダには出ない。（安全のため）

＜その他＞
・登下校時は標準服。部活動のときは、顧問の指示により体育着、部活着でもよい。
・自転車登校は禁止。
・教科書、ノート等は、毎日持ち帰る。（指定されたものは教室に置いていっても良い）
・忘れ物があっても原則として家に取りに帰れない。

＜放課後の活動時間＞※部活動等

放課後の活動は、年間を通じて、

18：15まで、18：30完全下校。（18：30は、校門を出る時間）

＜服装＞

①冬標準服（ブレザー）

・冬標準服を着用時は、ネクタイ、リボンを必ず着用する。（移行期間も同様）

・ネクタイ、リボン着用時は、シャツ、ブラウスの第1ボタンは止める。

・スラックス着用時はネクタイ、スカート着用時はリボンをする。

②夏服（Ⅰ型）

・指定シャツ、指定ポロシャツ、スラックス

③夏服（Ⅱ型）

・指定ブラウス、指定ポロシャツ、スカート

④共通確認事項

・スラックスのベルト

　黒色か茶色のベルト　→極端に細いもの、バックルの大きいものは不可。

・スカートの長さはひざが隠れる程度とする。スカートを腰で折らない。

・ボタン、エンブレムは学校指定のものを着用する。

・靴下は白色（ワンポイント可、部活の靴下は不可）。くるぶしが出てしまうソックスは禁止。

　☆黒色ストッキングの着用は可。

・ワイシャツ、ポロシャツ、ブラウスは、指定されたもの。

→ネクタイ、リボン着用時は、第1ボタンをはずさない。

→ズボン、スカートから出させない。

・ブレザーを着用したらネクタイ、リボンを着用する。（移行期間も同様）

・防寒着としてセーター、カーディガン、コート、ダッフルコート、Pコートの着用可。色は、白、グレー、黒、紺、茶系色など。

セーター、カーディガンは丸首、Vネックのもので、白、グレー、黒、紺、茶系色で柄のないもの（ワンポイント可）。ブレザーの下に着用する。袖、裾がはみ出さない。セーター、カーディガン姿で校内を歩かない。

セーターの代わりにベストの着用を認める。着方は、セーターと同様とする。マフラー、手袋の着用も認める。（職員室の入室時は外す）

＜頭髪＞

①　前髪は目にかからない程度。中学生らしい清潔な髪形にする。

　後ろ髪が肩につく場合は、黒、茶、紺色のゴムで束ねる。→ヘアピンの色はゴムに準ずる。

②　奇抜な髪型は禁止。

・整髪料は使用しない。クシ、ドライヤーなどで髪に癖をつけたり変形させたりしない。

・パーマ、脱色、染色はしない。

・化粧をしない（アイプチやエクステンションも禁止です）。

・眉そりをしない。

・装飾品をつけない（ピアス、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクトなど）。

＜持ち物・靴＞

①学習、生活に必要なもの以外は持ってこない。

→菓子類、時計、雑誌、マンガ、スマートフォン（携帯電話）、音楽機器、カードゲーム、うちわ、ブランケットなど

②持ち物は指定の通学バックに入れる。

→カバンに落書きをしない。キーホルダーは小さい物を1つまで付けてもよい。キーホルダーの大きさは7㎝四方程度よりも小さい物とする。

③身分証明書を必ず持ってくる。

④通学靴は、運動靴または黒色か茶色の革靴。（ローファー靴）

（サンダル系、ヒールの高いもの、ブーツ、厚底のものなどは禁止）

⑤持ち物にはすべて記名する。（中学校職員室前に忘れ物収集ケースがあります）

⑥水筒は年間を通じて持参してよい。

・水筒の中身は、水、お茶類、スポーツドリンクとする。

・ペットボトル等の持参は不可。

・授業中に飲むことはできない。休み時間に飲むこと。

・水筒の中身を飲む場所は、教室の自分の席とする。部活動時は顧問から指示された場所とする。

・水筒の保管は各自が責任を持つ。机の上に置きっぱなしにせず、カバンに入れておく。

⑦iPad は、決められた時間に使用する。相手のことを考えた使い方をする。葛西中学校 SNS ルールを守ること。（校内での充電禁止）

＜その他＞

①誰にでも「元気に挨拶」をすることが、できる生徒になれるようにする。

②名前を呼ばれたら大きな声で「返事」をする。